

諮問番号：平成 30 年度 諮問第 1 号

答申番号：平成 30 年度 答申第 3 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 戸籍の附票の写しの交付を申し出る際には、当該写しが不当な目的により利用するものでないことを疎明すれば十分であるところ、請求人の依頼者（以下「本件依頼者」という。）の弟に係る戸籍の附票（以下「本件附票」という。）の写しが必要である旨の平成 29 年 7 月 19 日付け申出（以下「本件申出」という。）においては、本件附票の写しの利用の目的（以下「本件利用目的」という。）が本件依頼者の権利を行使するためであって、不当な目的により利用するものでないことを疎明しているのであるから、本件利用目的が更に具体的に示されないことを理由として同年 8 月 10 日付けで行われた本件附票の写しの不交付決定（以下「本件処分」という。）は、処分庁が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）に定めのない要件を独自に追加して行った恣意的なものであり、違法である。
- (2) 本件処分は、本件申出が認められない理由について、根拠となる法律、判例、審査基準等と共に具体的に示されていないため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）第 8 条第 1 項又は札幌市行政手続条例（平成 7 年札幌市条例第 1 号。以下「行手条例」という。）の規定に反し、違法である。
- (3) 他の市町村においては、本件申出と同様の申出に対して戸籍の附票の写しが交付されているにもかかわらず、処分庁が本件処分を行うことは、住基法の「全国一律運用の原則」に反し、違法である。

2 処分庁（札幌市〇区長）の主張の要旨

- (1) 本件処分は、適法かつ正当である。
- (2) 本件処分については、行手法第8条第1項の規定は適用されない。
- (3) 本件処分が住基法の規定に従って行われている以上、他の市町村の決定内容をもって本件処分の適否が左右されることはない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 平成29年6月21日付けで、請求人は、本件依頼者から受任した財産管理承継処分業務（遺言・信託作成）において利用するとして、処分庁に対し、本件依頼者の弟に係る戸籍謄本の交付の請求をし、併せて本件附票の写しが必要である旨の申出を行った。

イ 平成29年6月23日付けで、処分庁は、前記アの請求に対し、遺言・信託作成の際に相続人を特定する必要が認められることから、本件依頼者の弟に係る戸籍謄本を交付する決定を行った。一方、前記アの申出に対しては、交付する戸籍謄本により相続人を特定できることから、本件附票の写しは不要であると判断し、これを交付しなかった。

ウ 平成29年7月19日付けで、請求人は、本件申出を行った。

エ 平成29年7月21日、処分庁は、本件申出における本件利用目的の内容が前記アの申出と同様であったことから、請求人に対し、本件利用目的について電話連絡にて確認した。これに対し、請求人は、処分庁に個別の事情を調査する権限はない等の主張を行い、処分庁による確認を拒否した。

オ 平成29年8月2日、処分庁は、請求人に対し、本件利用目的について再度電話連絡にて確認した。これに対し、請求人は、前記エと同様の主張を行い、処分庁による確認を拒否した。

カ 平成29年8月10日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

キ 平成29年11月6日付けで、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件処分等について

ア 本件申出における記載では、本件利用目的が具体的に示されておらず、本件依頼者が住基法第 20 条第 3 項各号に掲げる者であると判断することができないため、処分庁の判断に何ら違法又は不当な点はない。

イ 本件処分は住基法に定めのない要件を独自に追加して行われた恣意的なものである旨の請求人の主張は、平成 19 年改正前の住基法の解釈による主張であるため、失当である。

ウ 本件処分は、住基法の規定に基づくものであるため、行手法第 8 条第 1 項の規定を含む行手法第 2 章の規定及び行手条例の規定は適用されない。

エ 本件処分が住基法の規定に従って適法かつ正当に行われている以上、他の市町村において本件申出と同様の申出に対して戸籍の附票の写しが交付されたことをもって、本件処分を違法又は不当とする理由とはならない。

オ その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理手続（日付は、平成 29 年から平成 30 年まで）

11 月 27 日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を請求人に通知
12 月 22 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
1 月 26 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
3 月 23 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
3 月 30 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第 4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同じ内容である。

第 5 調査審議の経過（日付は、平成 30 年）

4 月 18 日	審査庁から諮問
5 月 16 日	第 1 回調査審議（平成 30 年度第 1 回札幌市行政不服審査会）
6 月 13 日	第 2 回調査審議（平成 30 年度第 2 回札幌市行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令等

(1) 特定事務受任者(住基法第12条の3第3項に規定する特定事務受任者をいう。以下同じ。)に対する戸籍の附票の写しの交付について

ア 市町村長は、当該市町村が備える戸籍の附票について、司法書士等の特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が次に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出(特定事務受任者による第三者申出)があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる(住基法第20条第4項)。

(7) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者(住基法第20条第3項第1号)

(1) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者(同項第2号)

(ウ) (7)及び(1)のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者(同項第3号)

イ 前記アの申出は、特定事務受任者の受任している事件又は事務の依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を明らかにしてしなければならない(住基法第20条第5項において読み替えて準用する住基法第12条の3第4項第4号)。

ウ 前記イの利用の目的については、市町村長において、特定事務受任者の受任している事件又は事務の依頼者が住基法第20条第3項各号に掲げる者(前記ア(7)から(ウ)まで)に該当するかどうかを判断するために明らかにさせるものであり、単に「債権回収・保全のため」といった程度の抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、戸籍の附票の写しのどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の事由を記載することを要するとされている(全訂住民基本台帳法逐条解説(市町村自治研究会編著)213ページ及び288ページ)。

具体的には、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある場合は、権利又は義務の発生原因及び内容並びに権利の行使又は義務の履行のために戸籍の附票の記載事項の確認を必要とする理由を明らかにさせる必要があるとされている(住民基本台帳事務処

理要領について(昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号法務省民事局長等通達)別添第3の3(1)アにおいて準用する第2の4(4)①ア)。

エ 判例においても、第三者による住民票の写しの交付に係る申出においては、申出者において、利用の目的を具体的に明らかにした上、自己の権利や義務があることを説明すべきことが予定されているのであって、個人のプライバシーの保護と公証制度としての意義に鑑みると、当該申出が相当と認められるためには、申出者にその主張する権利や義務があることの蓋然性が認められ、かつ、申出者が明らかにした利用の目的に照らし、当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために、当該住民票の具体的な記載事項を確認する必要性が認められなければならないとされている(平成28年9月27日東京地方裁判所判決)。

当該判例は、第三者による住民票の写しの交付に係る申出についてのものであるが、第三者による戸籍の附票の写しの交付に係る申出についても、住民票の写しの交付に係る申出の要件、手続等についての各規定を準用しているため、同様に解することが相当であると考えられる。

(2) 行手法及び行手条例の規定の適用について

ア 行手法第8条第1項の規定により、行政庁は、申請(法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの。行手法第2条第3号)により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。

ただし、住基法の規定により市町村長がする処分については、行手法第8条を含む行手法第2章の規定は、適用しないこととされている(住基法第31条の2)。

イ また、行手条例第8条第1項の規定により、札幌市の行政庁は、申請(条例等に基づき、行政庁の許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの。行手条例第2条第5号)により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。

この「条例等」とは、札幌市の条例若しくは札幌市の執行機関の規則又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 3 第 1 項の規定により札幌市に適用があるものとされる北海道の条例若しくは北海道の執行機関の規則をいう（行手条例第 2 条第 2 号）。

2 判断

(1) 本件申出における本件利用目的の提示について

昭和 42 年の住基法の制定時は、何人でも、市町村長に対し、戸籍の附票の写しの交付を請求することができることとされていたが、個人情報に関するプライバシーの保護について社会的な関心が強まる中で、昭和 60 年の住基法改正により、不当な目的によることが明らかなきは、市町村長は当該請求を拒むことができることとされた。

さらに、その後の情報通信技術の著しい発達等に伴う個人情報保護に対する意識の高まりを受け、平成 19 年の住基法改正により、何人でも交付を請求することができる旨の規定が見直され、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定することとなり、いわゆる「本人等請求」（住基法第 20 条第 1 項）、「公用請求」（同条第 2 項）及び「第三者申出」（同条第 3 項及び第 4 項）に限って、戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出ができることとされた。

この平成 19 年改正後の住基法においては、前記 1 (1) のとおり、特定事務受任者が戸籍の附票の写しが必要である旨の申出（住基法第 20 条第 4 項の規定による第三者申出）をする場合には、受任している事件又は事務の依頼者が同条第 3 項各号に掲げる者に該当することを理由とする必要があるとともに、当該依頼者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかを市町村長において判断するために、当該依頼者に係る戸籍の附票の写しの利用の目的を具体的に明らかにして申出をしなければならず、その上で、市町村長が当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該写しを交付することができることとされている。

そして、当該申出を相当と認めるかどうかについては、当該依頼者が住基法第 20 条第 3 項各号に掲げる者に該当するかどうか、当該写しに係る利用の目的等が明らかにされているかなどの観点から総合的に判断を行うべきであり、前記平成 19 年の住基法改正の経緯及び趣旨も踏まえると、市町村長の判断には、これ

らの基準に照らした一定の裁量が認められているとともに、この判断を行うに当たり、同項各号の該当性や当該利用の目的等が明らかでない場合は、市町村長において、当該特定事務受任者に対し、これらを具体的に明らかにすることを求めることができるものと解される。

そこで、本件申出について見ると、請求人は、本件依頼者を、自己の権利を行使し、又は義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者（住基法第20条第3項第1号）とし、本件利用目的に関し、権利又は義務の発生原因及び内容の項目において「特定事務受任による財産管理承継処分業務のため」と記載するほか、権利の行使又は義務の履行のために戸籍の附票の記載事項の確認を必要とする理由の項目において「遺言・信託作成」と記載している。

この点、処分庁は、本件利用目的に関する本件申出の前記記載内容が具体的でないとして、請求人に対し、電話連絡を通じて、その補正を複数回にわたって求めたところ、請求人は、前記記載内容をもって本件利用目的は十分に提示されており、処分庁に個別の事情を調査する権限はない等の主張を行って、処分庁による確認を一貫して拒否したことが認められるが、前記平成19年の住基法改正の経緯及び趣旨に鑑みると、本件利用目的に関する本件申出の前記記載内容につき、前記補正指導を行った上で、それが平成19年改正後の住基法が求める程度（前記1(1)ウ及びエ）に具体的でないとして、本件附票の写しの交付を拒否した処分庁の裁量判断は、これを社会通念上著しく不合理とまではいえず、したがって本件処分を違法又は不当と評価することはできないというべきである。

(2) 本件処分における行手法及び行手条例の規定の適用について

請求人は、前記第2の1(2)のとおり、本件処分は行手法第8条第1項又は行手条例の規定に反し、違法であると主張する。

この点について、まず、前記1(2)アのとおり、住基法第31条の2において、住基法の規定により市町村長がする処分については、行手法第8条を含む行手法第2章の規定は適用しないこととされているところ、本件処分は、正に住基法第20条第4項の規定により処分庁が行ったものであることから、行手法第8条第1項の規定は適用されない。

また、同イのとおり、行手条例において理由の提示が義務付けられている処分

は、条例等に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分であるが、本件申出は、飽くまでも住基法第20条第4項の規定に基づくものであり、条例等に基づくものではないことから、そもそも行手条例第2条第5号に規定する「申請」には該当せず、ゆえに本件処分は、行手条例第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」には該当しない。

したがって、本件処分については、行手法第8条第1項の規定及び行手条例第8条第1項の規定のいずれも適用されないところ、処分庁は、本件処分に至る経緯に鑑みて、本件処分の際にあえてその理由を附記したことが認められ、その内容について不十分な点は認められない。

(3) 結論

以上により、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸本太樹
委員	鈴木光
委員	林賢一